

令和 8 年 第 4 回
筑紫野市議会定例会

提案内容補足説明書

筑 紫 野 市

令和 8 年 8 月 2 6 日提案

(余白)

令和８年第４回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

議案第４５号	筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について -----	5
議案第４６号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について -----	1 1
議案第４７号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ----	2 5
議案第４８号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について -----	4 9
議案第４９号	工事請負契約の締結について -----	5 1
議案第５０号	工事請負契約の締結について -----	5 3
議案第５１号	工事請負契約の締結について -----	5 5
議案第５２号	令和８年度筑紫野市一般会計補正予算（第２号）について -----	5 7
議案第５３号	令和８年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号） について -----	5 9
議案第５４号	令和８年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 （第１号）について -----	6 1
議案第５５号	令和８年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第１号） について -----	6 3
議案第５６号	令和８年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）に ついて -----	6 5
議案第５７号	令和８年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１ 号）について -----	6 7

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第45号

総務部 総務課

議案名 筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

今回の条例改正は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）が令和8年10月1日から施行されることに伴い、筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例において、引用元の条項が変わるため、その他の修正と併せて条例の一部を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたものの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。 (登録資格者) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) (略) (2) <u>法第260条の9に規定する仮代表者</u> (3) <u>法第260条の10に規定する特別代理人</u> (4) <u>法第260条の24に規定する清算人</u> (登録申請) 第3条 (略) 2 登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、筑紫野市印鑑条例(平成10年筑紫野市条例第33号)の規定に基づき登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。	(目的) 第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたものの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。 (登録資格者) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) (略) (2) <u>地方自治法第260条の9に規定する仮代表者</u> (3) <u>地方自治法第260条の10に規定する特別代理人</u> (4) <u>地方自治法第260条の24に規定する精算人</u> (登録申請) 第3条 (略) 2 登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、筑紫野市印鑑条例(昭和47年筑紫野町条例第38号)の規定に基づき登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

新	旧
(登録申請書の審査) 第4条 市長は、印鑑登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「<u>地縁団体登録台帳</u>」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するとともに、登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 (登録印鑑の制限) 第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1認可地縁団体につき1個に限るものとし、市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいづれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録申請を受理しないものとする。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑として適当でないとき市長が認めたもの (登録事項の修正) 第7条 市長は、<u>法</u>第260条の2第11項の規定に基づく届出印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職	(登録申請書の審査) 第4条 市長は、印鑑登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「<u>地縁団体登録台帳</u>」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するとともに、登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものとする。 (登録印鑑の制限) 第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、<u>1</u>個に限るものとし、市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号の<u>二</u>に該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録申請を受理しないものとする。 (1)～(3) (略) (4) 前<u>三</u>号に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑として適当でないとき市長が認めたもの (登録事項の修正) 第7条 市長は、<u>地方自治法</u>第260条の2第11項の規定に基づく届出により印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたとき

新	旧
権によりこれを修正するものとする。 (印鑑登録の抹消) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号に該当するときは、その旨を印鑑登録者に通知するものとする。 (1) (略) (2) <u>法</u>第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。 (3) (略) (4) <u>前3号</u>に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。 2 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、<u>審査の上</u>、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (代理人による申請等) 第11条 <u>施行規則</u>第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。 2 (略)	きは、職権によりこれを修正するものとする。 (印鑑登録の抹消) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号に該当するときは、その旨を印鑑登録者に通知するものとする。 (1) (略) (2) <u>地方自治法</u>第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。 (3) (略) (4) <u>前三号</u>に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。 2 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、<u>審査のうえ</u>、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (代理人による申請等) 第11条 <u>地方自治法施行規則</u>第19条第1項第1号に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。 2 (略)

新	旧
(印鑑登録証明書¹の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前項の申請があつたときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に対して印鑑登録証明書²を交付するものとする。	(印鑑登録証明書¹の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前項の申請があつたときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に対して印鑑登録証明書²を交付するものとする。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第46号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）の施行に伴い、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の追加
- ・児童福祉施設設置者に対し、従事者による児童対象性暴力等の防止措置を講じ
ることを義務付ける規定の追加
- ・理学療法士等を1人に限り保育士とみなす規定の追加
- ・健康診査に係る根拠の細分化に伴う引用条項の改正

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧
(最低基準の目的) 第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)(は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条	(最低基準の目的) 第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合 にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)(は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条

新	旧
において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>」という。))を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「<u>連携施設</u>」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(第2号に該当する場合に限る。))の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げる	において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項 _____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「<u>連携施設</u>」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 (略) 7 前項(第2号に該当する場合に限る。))の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げる

新	旧
1号)第12条、第13条第1項又は第13条の2に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	1号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
(略)	(略)
3・4 (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)	3・4 (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)
第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11) (略)	第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) (略)
(小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事	(小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 及び小規模保育事

新	旧
業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限り。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療	業C型 _____ とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号 _____ の規定に基づき受け入れる場合に限り。次号において同じ。) (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)

新	旧
育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育	(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)

新	旧
を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる	(新設) (利用定員) 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (職員) 第44条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)

新	旧
者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	(新設)
(職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	(職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定に	(新設)

新	旧
<u>よる支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備型事業所内保育事業所」と、(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」	(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備型事業所内保育事業所」と、(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規

新	旧
定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の承認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に規定する数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含み、第29条第3項、第41項、第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の承認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等<u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に規定する数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u> 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)</u>を、<u>保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

新	旧
(経過措置) 第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次条において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	(経過措置) 第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
(新設) 第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。<u>この場合において、この条例による改正前の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、</u>	

新	旧
第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第47号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容は、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
目次 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項第1号及び第2号に規定する小規模保育事業をいう。 (6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項第3号に規定する小規模保育事業をいう。 (7)～(11) (略) (11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(27) (略)	目次 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (新設) (7)～(11) (略) (新設) (新設) (新設) (12)～(27) (略)

新	旧
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の利用者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の利用者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

新	旧
4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u> 5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに、<u>教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u> 2 (略) (特定教育・保育の提供の記録)	4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法は、選考方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに、<u>当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u> 2 (略) (教育・保育の提供の記録)

新	旧
第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 イ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(イ)又は(ロ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (イ) 教育認定子ども 77,101円 (ロ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。ロ(ロ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)	第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 イ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(イ)又は(ロ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (イ) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (ロ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。ロ(ロ)において同じ。)</u> 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

新	旧
ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このロにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(イ)又は(ロ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。) (イ) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (ロ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ハ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(イ)又は(ロ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。) (イ) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (ロ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ハ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

新	旧
(1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略) <u>(利用定員の遵守)</u> 第22条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもが教育・保育給付認定子どもに与える影響を及ぼす行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない	(1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。) (8)～(11) (略) <u>(定員の遵守)</u> 第22条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもが教育・保育給付認定子どもに与える影響を及ぼす行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、

新	旧
い。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数</u>を超えないものとする。	は、<u>法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければなら</u>ない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</u>
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には<u>特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項</u>	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には<u>特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大</u>

新	旧
第3号ロ(イ)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u> (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号ロ(ロ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u> (特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。	臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号ロ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども</u> (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、<u>同号ロ(ロ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども</u> (特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合に、<u>法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら</u>ない。	(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら</u>ない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、<u>第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に係る利用定員の数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、<u>第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には<u>特別施設型給付費</u>を、それぞれ含むものとして、前節(第6	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には<u>特別施設型給付費</u>を、それぞれ含むものとして、前節(第6

新	旧
条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に おいて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定 教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下 この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1 号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込み に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、 「<u>教育認定子ども総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3 歳以上保育認定子ども総数</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に 掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、<u>同条第4項第3号ロ(イ)中「教育認定子ども」とある のは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、 同号ロ(ロ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「<u>満3歳以 上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</u>	条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に おいて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定 教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下 この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1 号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込み に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、 「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数</u>」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の 総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども区 分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第 1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号ロ (イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号ロ (ロ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</u>
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定 員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章 において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定 員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章 において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人

新	旧
以下、小規模保育事業A型(筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)</u>は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	以下、小規模保育事業A型(筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所においては、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。))及びその他</u>

新	旧
(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業</u> <u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業</u> <u>法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>	<u>の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> (新設) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 <u>特定地域型保育事業者</u> _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分

新	旧
に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子ども数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>	に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 (新設)
4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を、速やかに、講じなければならない。	3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を、速やかに、講じなければならない。

新	旧
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

新	旧
(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども)は、第37条第2項に規定する<u>他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。<u>第6項第1号において同じ。</u>)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により<u>特定地域型保育</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども)は、第37条第2項に規定する<u>その他の小学校就学前子ども</u>に限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～6 (略) 7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として	2～6 (略) 7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) <u>_____</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として

新	旧
適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9 (略) 10 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 11 (略) 12 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程)	適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (新設) 8 (略) 9 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 10 (略) 11 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 (略) (運営規程)

新	旧
第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営について重要な事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかねばならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法を含む。</u>) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の手続の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>利用定員の遵守</u>) 第48条 (略)	第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営について重要な事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかねばならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する<u>選考方法を</u>含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の手続の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>定員の遵守</u>) 第48条 (略)

新	旧
27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である<u>特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項に	証明書」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び<u>特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項に

新	旧
<u>おいて同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)<u>の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。))と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係</u>	<u>おいて同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)<u>の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学</u>

新	旧
項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。	

新	旧
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び<u>特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる</u>	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び<u>特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u> 「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる</u>

新	旧
満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

提案内容補足説明書

議案番号 第48号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)が令和8年12月25日から施行されることに伴い、筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容は、児童福祉施設の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止すること及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じることを義務付けるものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
(児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	(新設)

提案内容補足説明書

議案番号 第49号

教育部 教育政策課

議案名 工事請負契約の締結について

(説 明)

筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業に伴い、校舎を建築するものです。

詳細につきましては、以下のとおりです。

1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築建築工事

2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号

3 工事概要 (1) 校舎建築

鉄筋コンクリート造、地上3階建、延床面積 4,831.95㎡

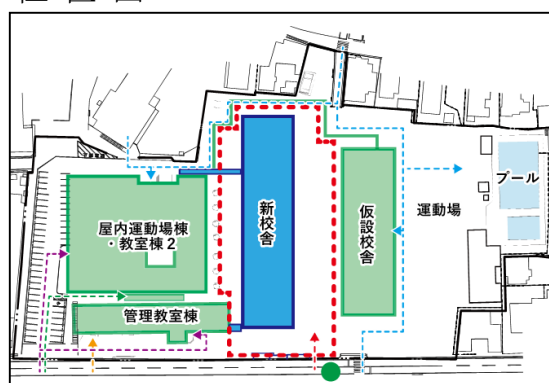
(2) 渡り廊下撤去改修

鉄骨造、建築面積 34.35㎡

4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日

至 令和10年2月28日

5 位置図



(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第50号

教育部 教育政策課

議案名 工事請負契約の締結について

(説 明)

筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業に伴い、新校舎に電気設備を新設するものです。

詳細につきましては、以下のとおりです。

1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築電気設備工事

2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号

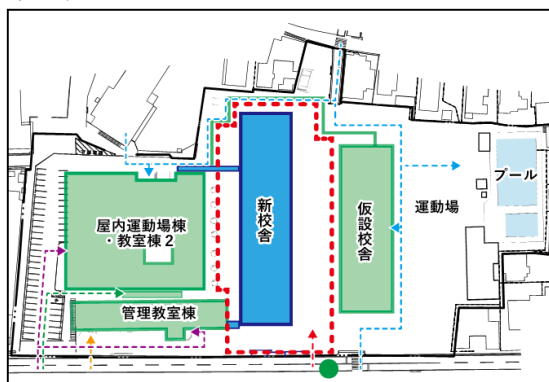
3 工事概要 電気設備工事一式

(受変電設備、照明器具取付設備、情報通信網設備、
インターホン設備、コンセント分岐 他)

4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日

至 令和10年2月28日

5 位 置 図



(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第51号

教育部 教育政策課

議案名 工事請負契約の締結について

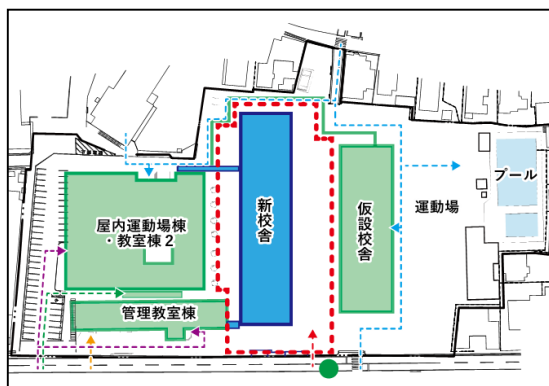
(説 明)

筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業に伴い、新校舎に空調設備を新設するものです。

詳細につきましては、以下のとおりです。

- 1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築空調設備工事
- 2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号
- 3 工事概要 空調設備工事一式
- 4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和10年2月28日

5 位 置 図



(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第52号

総務部 財政課

議案名 令和8年度筑紫野市一般会計補正予算（第2号）について

（説明）

1. 令和8年度筑紫野市一般会計補正予算（第2号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
46,699,628	845,155	47,544,783

歳出予算補正の主な内容

2・1・8 15 基金積立事業（財政課）・・・p10

財政調整基金（令和7年度決算剰余金積立のため）	110,000千円
減債基金（将来の起債償還に充てるため）	209,693千円
公共施設等整備基金（令和7年度決算剰余金積立のため）	327,581千円
創生振興基金（令和7年度ふるさと応援寄附金積立のため）	50,421千円

6・1・2 19 LPガス料金高騰対策事業（商工観光課）・・・p10

LPガス料金高騰対策事業補助金皆増（LPガス料金高騰の影響を受ける家庭及び事業者の負担を軽減するため、福岡県LPガス協会へ補助金を交付するもの）

43,662千円

7・1・2 12 道路施設整備事業（土木課）・・・p10

単独工事費増（道路舗装工事における中東情勢の影響による資材価格高騰に対応するもの）

25,953千円

提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

9・1・3 57 生徒指導総合推進事業（学校教育課）・・・p11
 会計年度任用職員報酬、備品購入費等増（校内サポートルーム未設置校
 への設置及び登校支援員の増員を行うもの） 11,078千円

9・6・1 4 生涯学習センター改修事業（生涯学習課）・・・p11
 設計業務委託料、単独工事費増（故障した空調設備の更新を行うもの）
 31,327千円

歳入予算補正の主な内容

12・1・1 地方交付税（財政課）・・・p8
 普通交付税（交付額の確定によるもの） 153,261千円

16・2・6 総務費国庫補助金（財政課）・・・p8
 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）（LPガス料金高騰対
 策事業の増に伴うもの） 38,715千円

17・2・6 教育費県補助金（学校給食課）・・・p8
 給食費負担軽減交付金（定率）（国からの通知に伴い、半額ずつ国費と県
 費としていたものを全額県費へ財源変更を行うもの） 174,460千円

20・1・1 基金繰入金（財政課）・・・p8
 公共施設等整備基金繰入金（生涯学習センター改修事業の増額等に伴う
 もの） 34,616千円
 財政調整基金繰入金（資材価格高騰への対応及び物価高騰対策事業の財
 源とするもの） 56,990千円

提案内容補足説明書

議案番号 第 5 3 号

市民生活部 国保年金課

議 案 名 令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

(説 明)

1. 令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
9, 464, 831	65, 415	9, 530, 246

歳出予算補正の内容

7・1・3 1 保険給付費等交付金償還金 (国保年金課)・・・p 8

償還金 (償還額確定のため) 14, 797千円

8・1・1 1 予備費 (国保年金課)・・・p 8

予備費 (歳入超過分の収支調整のため) 50, 618千円

歳入予算補正の内容

6・1・1 繰越金 (国保年金課)・・・p 7

前年度繰越金 (令和 7 年度繰越金を計上するもの) 65, 415千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第 5 4 号

総務部 人権政策・男女共同参画課

議 案 名 令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第 1 号）について

（ 説 明 ）

1. 令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

（ 1 ） 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
1,781	903	2,684

歳出予算補正の内容

1・1・1 1 一般事務経費（人権政策・男女共同参画課）・・・ p 15

住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金

（前年度繰越金を積み立てるもの） 903 千円

歳入予算補正の内容

3・1・1 繰入金（人権政策・男女共同参画課）・・・ p 14

基金繰入金（繰入金見込の減によるもの） △1 千円

4・1・1 繰越金（人権政策・男女共同参画課）・・・ p 14

前年度繰越金（令和 7 年度繰越金を計上するもの） 904 千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第55号

教育部 学校教育課

議案名 令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算
(第1号) について

(説 明)

1. 令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算 (第1号)

(1) 歳入予算の補正

(単位：千円)

歳入予算補正前の額	歳入予算補正額	歳入予算補正後の額
7,638	0	7,638

歳入予算補正の内容

2・1・1 一般会計繰入金 (学校教育課)・・・p20

一般会計繰入金 (令和7年度決算歳入超過のため) △2,450千円

3・1・1 繰越金 (学校教育課)・・・p20

前年度繰越金 (令和7年度繰越金を計上するもの) 2,550千円

4・1・1 貸付金元利収入 (学校教育課)・・・p20

入学支度金立替金返還金 (返還額確定に伴うもの) △100千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第56号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

（説明）

1. 令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
7,850,707	352,991	8,203,698

歳出予算補正の内容

5・1・2 1 償還金（高齢者支援課）・・・p28

国庫支出金返還金（令和7年度超過交付分返還のため） 94,893千円

県支出金返還金（令和7年度超過交付分返還のため） 47,082千円

社会保険診療報酬支払基金返還金（令和7年度超過交付分返還のため）
13,956千円

6・1・1 1 予備費（高齢者支援課）・・・p28

予備費（歳入超過分の収支調整のため） 197,060千円

歳入予算補正の内容

4・2・3 地域支援事業交付金（高齢者支援課）・・・p27

過年度分（令和7年度分追加交付のため） 406千円

5・1・1 介護給付費交付金（高齢者支援課）・・・p27

過年度分（令和7年度分追加交付のため） 6,363千円

8・1・1 繰越金（高齢者支援課）・・・p27

前年度繰越金（令和7年度繰越金を計上するもの） 346,222千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第 5 7 号

市民生活部 国保年金課

議 案 名 令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

(説 明)

1. 令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
3, 528, 279	75, 828	3, 604, 107

歳出予算補正の内容

2・1・1 1 広域連合納付金 (国保年金課)・・・p 35

保険料等負担金 (令和 7 年度保険料等負担金精算分の額が確定したため)
69, 648 千円

4・1・1 1 予備費 (国保年金課)・・・p 35

予備費 (歳入超過分の収支調整のため) 6, 180 千円

歳入予算補正の内容

4・1・1 繰越金 (国保年金課)・・・p 34

前年度繰越金 (令和 7 年度繰越金を計上するもの) 75, 828 千円